

松江市土砂等撤去費補助金交付要綱を次のように制定する。

令和 3 年 7 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市土砂等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市土砂等撤去費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害 令和 3 年 7 月 6 日からの大雨により発生した、がけ崩れ、土石流及び地すべりをいう。
- (2) 家屋 土砂災害発生時において現に居住の用に供している建物をいう。
- (3) 家屋等 家屋及び当該家屋の敷地をいう。
- (4) 土砂等 土砂、石、岩及び樹木をいう。
- (5) 業者 業務として土砂災害により発生した土砂等を撤去し、及び適正に処分するものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象事業、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市土砂等撤去費補助金
補助金交付の目的	土砂災害により自己の居住する家屋等に土砂等が流入した者等に対し、当該土砂等の撤去に必要な費用を補助することにより、住民の財産を保護し、及び住民負担の軽減を図ることを目的とする。
補助金の交付対象事業	土砂災害により家屋等に流入した土砂等の撤去

補助金の交付対象経費	<p>補助金の交付対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、事業の用に供するための建物及びその敷地、空き家及びその敷地並びに田畑及び山林に関するものは、対象としない。</p> <p>(1) 業者に土砂等の撤去を委託した費用</p> <p>(2) 土砂等の撤去に要した重機借上料又は重機運転業務委託料</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>
補助金の交付の率又は金額	<p>補助金の交付対象経費の2分の1の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>土砂災害により土砂等が流入した松江市内の家屋等を所有し、若しくは管理する者又は土砂等の流入の原因者であって、補助金の交付対象経費を負担することができる者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 政治団体</p> <p>(2) 宗教上の組織又は団体</p> <p>(3) 松江市暴力団排除条例（平成25年松江市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の趣旨から交付対象者とすることが適切でないと市長が認める者</p>

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市土砂等撤去費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去費用の明細がわかるもの（見積書（写）、請求書（写）等）
- (2) 補助対象経費の支払いが完了したことがわかるもの（領収書（写）、払込書（写）等）
- (3) 被災状況がわかるもの（被災届出証明書（写）、罹災証明書（写）又は写真のいずれかによるものとする。ただし、これらの書類を提出することが困難な場合に限り、土砂流入等発生状況見取り図（様式第2号）によることができる。）
- (4) 口座振込依頼書（様式第3号）
- (5) 補助金を受け取る口座情報が確認できるもの（金融機関の通帳（写）等）

（補助金の交付の決定及び確定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市土砂等撤去費補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）又は松江市土砂等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を申請したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、松江市土砂等撤去費補助金返還命令書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（着手届及び完了届）

第8条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月30日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき既に支給された補助金に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

松江市土砂等撤去費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(あて先) 松 江 市 長

〒 -
住 所
申請者 氏名^{フリ}及^ガび
生^ナ年^シ月^{ツキ}日 (年 月 日)

松江市土砂等撤去費補助金交付要綱第4条の規定により、下記の事項に誓約及び同意の上、土砂等撤去費補助金を申請し、及び請求します。

記

【誓約及び同意事項】左欄の□に☑をつけてください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 松江市土砂等撤去費補助金交付要綱第3条の規定に該当することを誓約します。 |
| <input type="checkbox"/> 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金を返還します。 |
| <input type="checkbox"/> 補助金の受領に係る審査のため、暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないことを市が関係部署(警察等の公的機関)に照会することに同意します。 |

補助金等の名称	松江市土砂等撤去費補助金
補助事業等の実施場所	(〒 -)
補助事業等の経費所要額	
補助金等の交付申請額	
補助事業等の完了年月日	

裏面へ続く

電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス (電子メールでの申請の方のみ)	
添 付 書 類 (添付した書類について、右欄の□に ☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 撤去費用の明細がわかるもの(見積書(写)、請求書(写)等) <input type="checkbox"/> 支払いが完了したことがわかるもの(領収書(写)、払込書(写)等) <input type="checkbox"/> 被災状況がわかるもの(被災届出証明書(写)、罹災証明書(写)又は写真のいずれか。これらの書類の提出が困難な場合は、土砂流入等発生状況見取り図(様式第2号)) <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 補助金を受け取る口座情報が確認できるもの(金融機関の通帳(写)等)
※ 担 当 課 意 見	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

最後にご確認ください

- 表面の【誓約及び同意事項】の全てを確認し、□欄に☑をつけている。
- 修正液・修正テープ・消せるボールペンを使用していない。

様式第2号（第4条関係）

土砂流入等発生状況見取り図 申請者氏名

家屋等敷地の地番 松江市

N
↑
—+—
|

土砂等の流入状況と居住家屋の距離や位置関係をわかりやすく記入してください。

口座振込依頼書

年 月 日

（あて先）松江市長

【依頼者記入欄】

住所			
フリガナ		連絡先	
氏名			

松江市から受ける支払金は、下記の口座に振り込んでください。

記

受領する金銭の内容	松江市土砂等撤去費補助金												
金融機関名	銀行 金庫 組合		店舗名	本店 支店 出張所									
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()		口座番号										
フリガナ													
口座名義人 氏名													

.....

【職員チェック欄】

- 通帳等により口座情報を確認した。
- 口座名義人は、依頼者の名義であることを確認した。

確認者	
職 氏名	

様式第4号（第5条関係）

松江市土砂等撤去費補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった松江市土砂等撤去費補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付を決定し、その額を確定したので、松江市土砂等撤去費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金の名称	松江市土砂等撤去費補助金
補助金の交付確定額	円
交付条件	

（注） 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名

松江市土砂等撤去費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松江市土砂等撤去費補助金の交付については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、松江市土砂等撤去費補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 理由

様式第6号(第7条関係)

松江市土砂等撤去費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

松江市土砂等撤去費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
補 助 金 の 名 称	松江市土砂等撤去費補助金
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円